第２章　対象事業の目的及び概要

1　対象事業の名称

1)　対象事業の名称

（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2)　対象事業の種類

廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置

（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第１第６号）

2　対象事業の目的

現在、上尾市では上尾市西貝塚環境センターの焼却処理施設と粗大ごみ処理施設でごみの中間処理、ペットボトル結束施設で資源化を行っており、さらに、上野ストックヤード（空カンプレス施設）においても空き缶の資源化を行っている（表 2.2-1 参照）。

また、伊奈町では伊奈町クリーンセンターの焼却処理施設と粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設で中間処理、容器包装プラスチック減容施設及びペットボトル減容施設で資源化を行っている（表 2.2-2 参照）。

これら市町のごみ処理施設については、稼働を開始してから 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから後継施設の検討が必要となっている。また、後継施設の整備にあたっては、ごみ処理施設を集約化することにより、ごみ処理の効率化や財政負担の低減、大規模化に伴う施設の省エネルギー化や熱利用率の向上等が見込めるため、ごみ処理の広域化を図ることで地域における持続可能なごみ処理体制を構築することが可能となる。

以上のような状況を踏まえ、上尾伊奈資源循環組合は、上尾市及び伊奈町を構成市町として、ごみ処理の広域化を推進するため、広域ごみ処理施設の建設及びごみ処理を行うことを目的として、令和５年４月１日に設立された。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものである。

表 2.2-1　現処理施設の概要（上尾市）

上尾市西貝塚環境センター（上尾市大字西貝塚 35 番地 1）

敷地面積		38,340㎡	
焼却処理施設	稼働開始	平成9（1997）年度	
	処理能力	300t/日（100t/24h×3炉）	
	処理方式	ストーカ式	
	煙突高さ	80m	
	余熱利用	蒸気タービン発電機により発電した電力の場内利用及び売電、場内の給湯・冷暖房、場外（健康プラザわくわくランド）への熱源供給	
粗大ごみ処理施設	稼働開始	平成9（1997）年度	
	処理能力	70t/5h	
	処理方式	回転剪断式破砕機（前破砕用）、縦型回転式破砕機（後破砕用）	
ペットボトル結束施設	稼働開始	平成15（2003）年度	
	処理能力	2.5t/5h	
	処理方式	手選別、ペットプレス機、結束機	

上野ストックヤード（上尾市大字上野 907 番地 2）

敷地面積		1,000㎡	
空缶選別プレス施設	稼働開始	平成8（1996）年度	
	処理能力	4.9t/日	
	処理方式	選別機	永磁吊り上げ式
		アルミ選別機	永磁高速回転式ドラム
		鉄缶プレス機	油圧式一方押し
		アルミ缶プレス機	油圧式一方押し

表 2.2-2　現処理施設の概要（伊奈町）

伊奈町クリーンセンター（伊奈町大字小針内宿 2005 番地）

敷地面積		7,931㎡
焼却処理施設	稼働開始	平成元（1989）年度
	処理能力	60t/日（30t/16h×2炉）
	処理方式	流動床式
	煙突高さ	59m
	余熱利用	場内の給湯・冷暖房
粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設	稼働開始	平成4（1992）年度
	処理能力	25t/5h
	処理方式	衝撃剪断竪型回転式破砕機
容器包装プラスチック減容施設	稼働開始	平成15（2003）年度
	処理能力	5t/5h
	処理方式	破袋機用供給コンベヤ、手選別、破袋機、容器包装プラスチック減容機
ペットボトル減容施設	稼働開始	平成15（2003）年度
	処理能力	2.5t/5h
	処理方式	供給コンベヤ、手選別、ペットボトル減容機

3　対象事業の実施区域

位置：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内

（図 2.3-1 参照。以下、「対象事業実施区域」という。）

面積：約 70,000 ㎡

対象事業実施区域は伊奈町の西部に位置し、上尾市の北東部と境界を接し、その境界（対象事業実施区域の西側）には原市沼川が流れている。また、北側は県道さいたま菖蒲線、東側は町道第 106 号線、南側は都市計画道路上尾伊奈線（計画中）に面している。

対象事業実施区域は農用地となっており、周辺にも農用地が拡がっているが、その北北東には民家が接し、南南東方向の概ね 150m 付近も民家がみられる。

4　対象事業の規模

可燃物処理施設：214t/日（107t/日×2 炉または 71.3t/日×3 炉）

不燃・粗大ごみ処理施設：29t/日

資源物処理施設：58t/日

※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性がある。

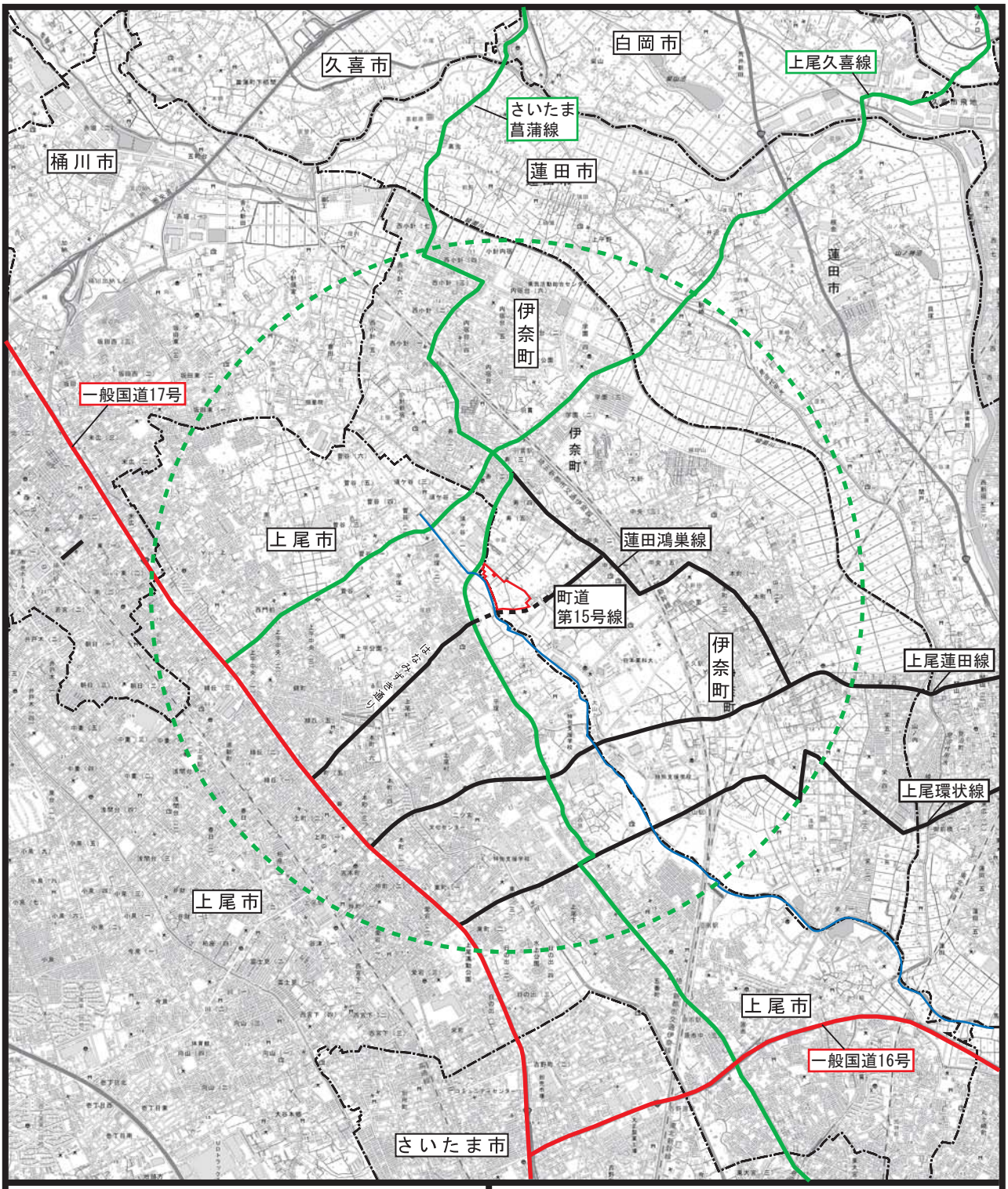

凡例

：対象事業実施区域

：環境に影響を及ぼす地域
（中心から半径3km）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道
（破線部分は計画道路を示す。）

：原市沼川

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図2.3-1(1/3)　対象事業実施区域

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

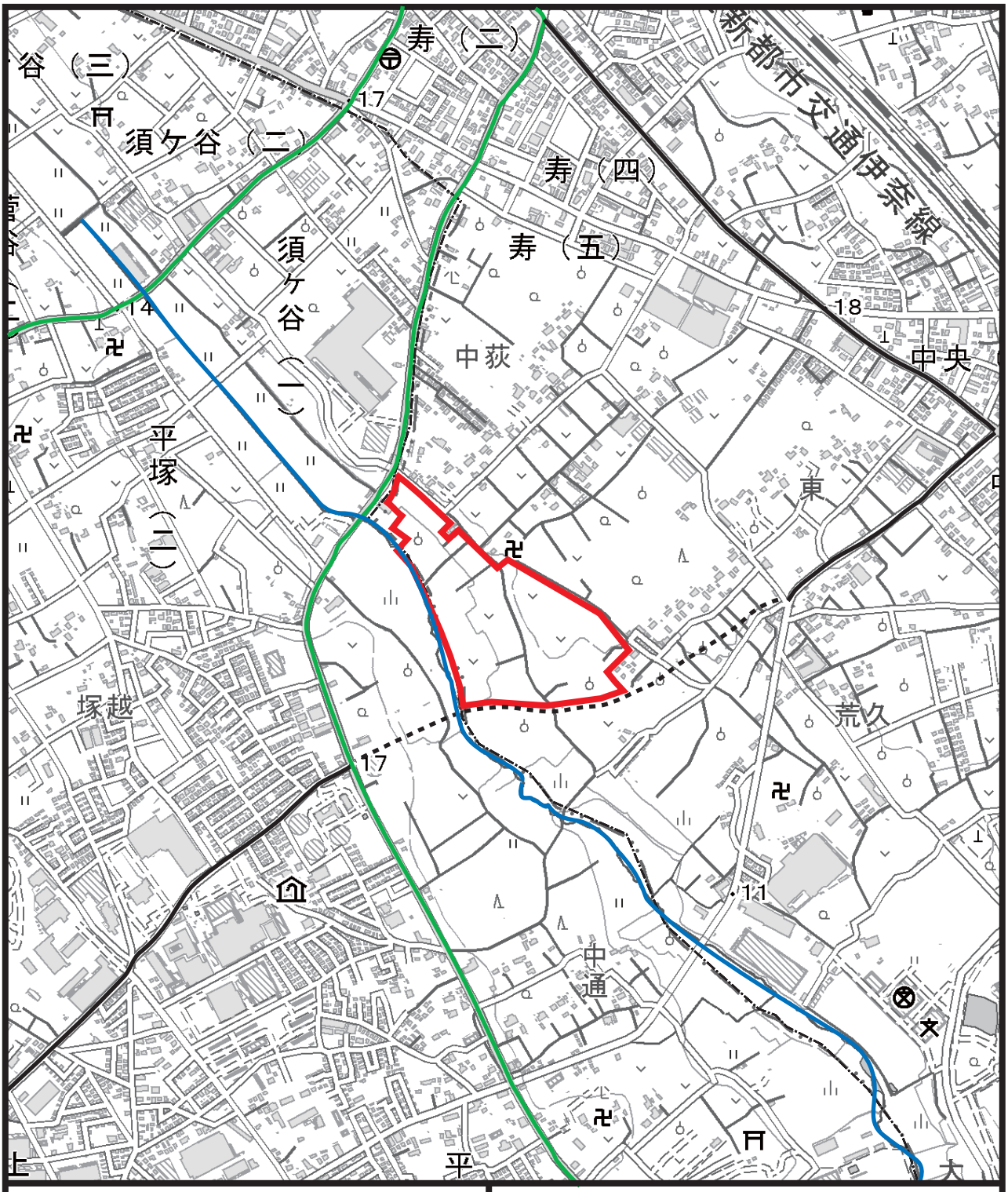

凡例

：対象事業実施区域

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道
（破線部分は計画道路を示す。）

：原市沼川

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図2.3-1(2/3)　対象事業実施区域

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

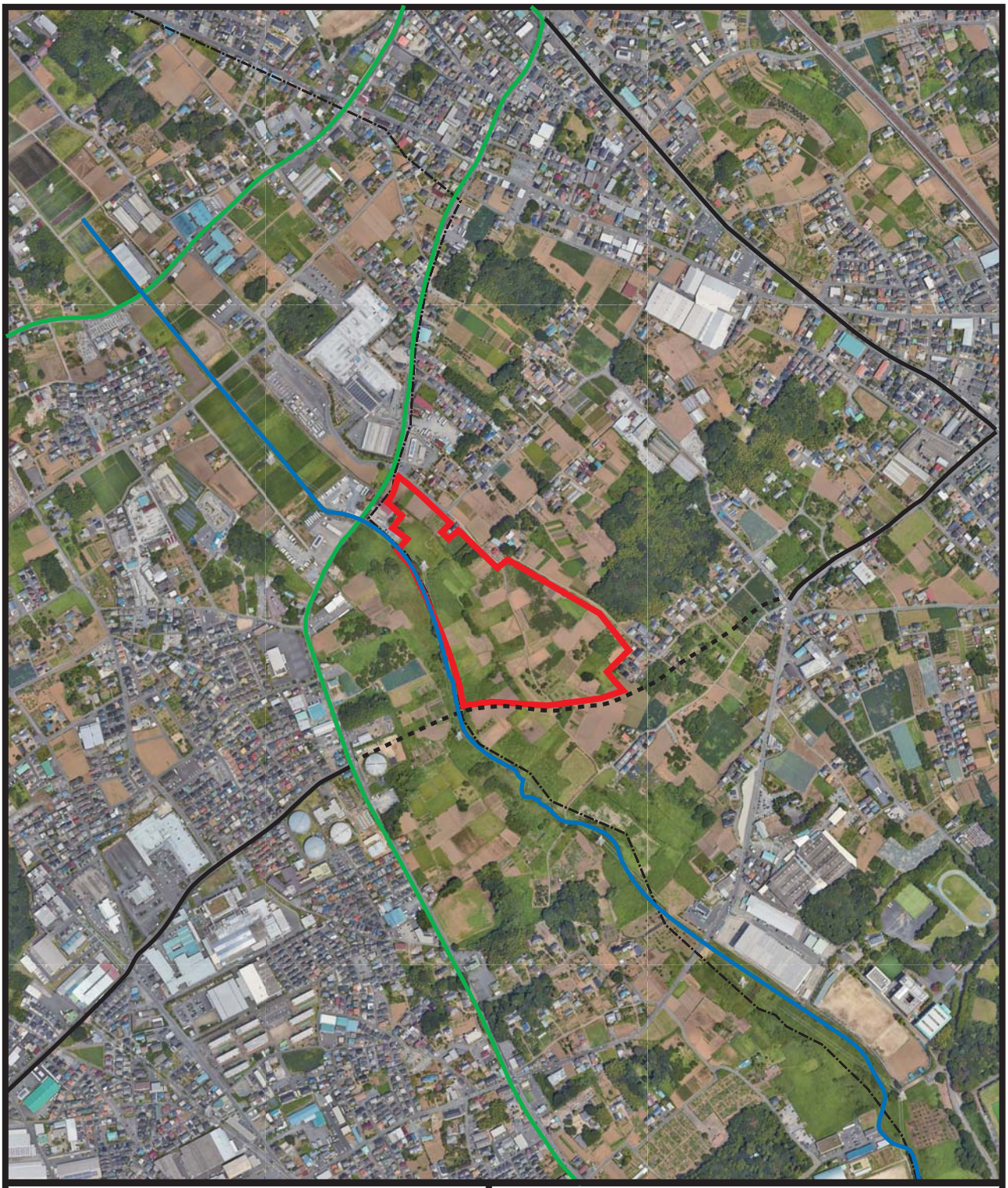

凡例

：対象事業実施区域

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道
（破線部分は計画道路を示す。）

：原市沼川

空中写真：Google Earth
撮影：2022年3月14日

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図2.3-1(3/3)　対象事業実施区域

5　対象事業の実施期間

本事業に係る計画施設供用開始までの全工程は表 2.5-1 に示すとおりである。

環境影響評価の手続きは令和 8 年度まで実施予定である。並行して施設整備基本計画を令和 6 年度～令和 7 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度から事業者選定、令和 9 年度から設計・工事を実施し、令和 15 年度の供用開始を予定している。なお、計画施設への搬入車両等のメインの出入口となる都市計画道路上尾伊奈線については、都市計画道路事業として整備を行い、ごみ処理施設の供用開始までの開通を予定している。

表 2.5-1　対象事業の全体工程

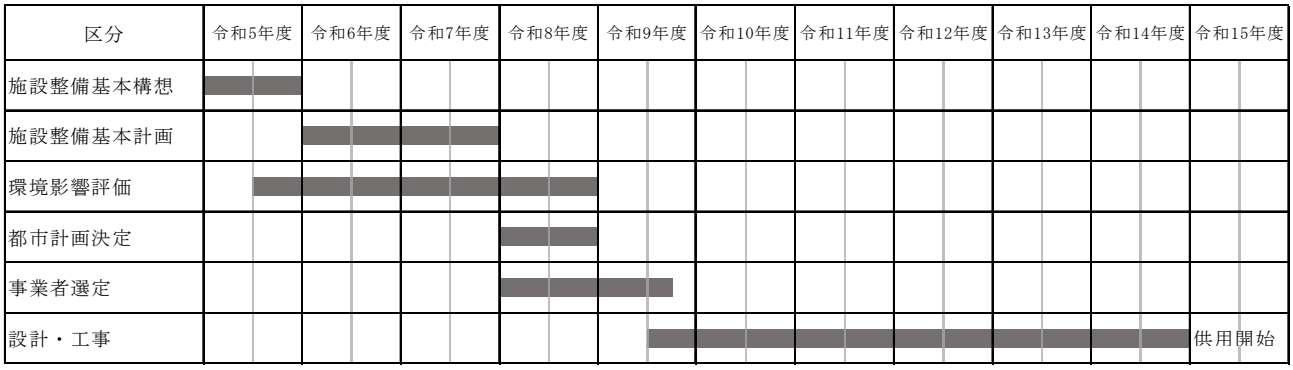

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性がある。

6　対象事業の実施方法

6.1　施設の供用開始時期

供用開始時期：令和 15 年度

6.2　施設配置計画

計画施設では表 2.6.2-1 に示すとおり、可燃物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設を整備する計画である。

施設配置計画（案）は図 2.6.2-1 に示すとおりである。

表 2.6.2-1　施設計画

計画施設		施設規模等		処理対象物等
工場棟	可燃物処理施設	214t/日（107t/日×2炉 または71.3t/日×3炉）	建築面積 11,600㎡	可燃ごみ、可燃性残さ
	不燃・粗大ごみ処理施設	29t/日		不燃ごみ、粗大ごみ
	資源物処理施設	58t/日		飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源
	ストックヤード (一時保管場所)	－		紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計、廃乾電池、小型家電
管理棟		建築面積1,300㎡		地域貢献施設を含む
調整池		7,220㎥		「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例　許可申請・届出手引き」より設定
駐車場		120台		管理棟60台+地域貢献施設60台
構内道路		1車線　幅員2.75mを基本		道路構造令に基づき設定 ※大型車両の動線は安全な幅員を確保
緑地		敷地全体20%以上		工場立地法に基づく

注：現時点で想定する施設規模等であり、今後変更となる可能性がある。

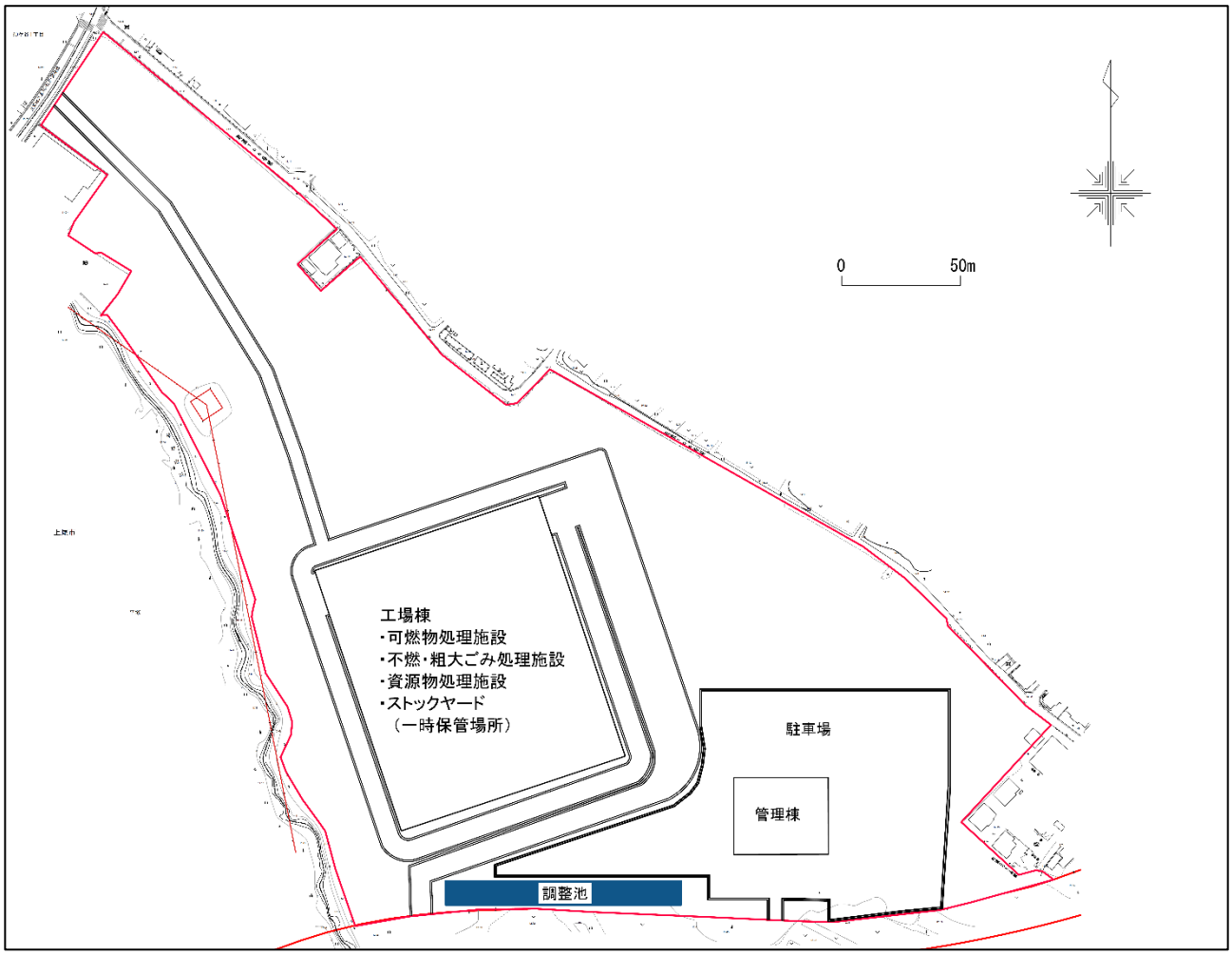

注：現時点で想定する配置計画であり、今後変更となる可能性がある。

図 2.6.2-1　施設配置計画（案）